

令和2年度

幼稚園・保育所・認定こども園

入園案内

入園申込について

各施設の入園申込に関する情報は下表のとおりです。

施設の申し込みとは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた認定を、市で受ける必要があります。



問合せ 子育て支援課児童保育G
☎24-1120

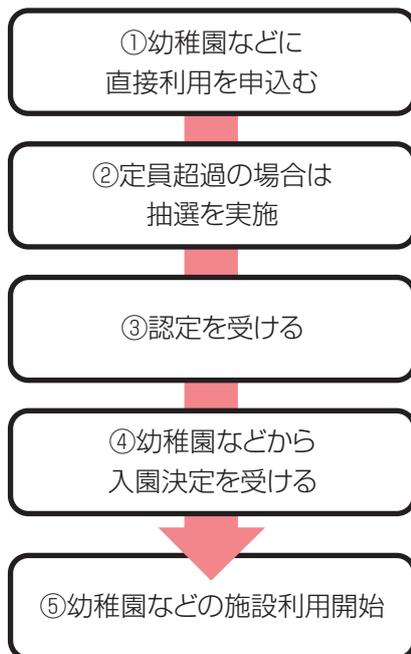
各施設の入園申込に関する情報

支給認定区分	子どもの年齢	利用できる施設	申込書の配布日・場所	申込書の受付日・場所
1号認定 (保育の必要性なし)	満3歳以上	市立幼稚園 認定こども園*	9/2月から 各施設にて配布	10/1(火)から 各施設にて受付
2号認定 (保育の必要性あり)		保育所 認定こども園*	9/2月から 各施設・子育て支援課 にて配布	指定された面接日に 各施設にて受付
3号認定 (保育の必要性あり)	満3歳未満			

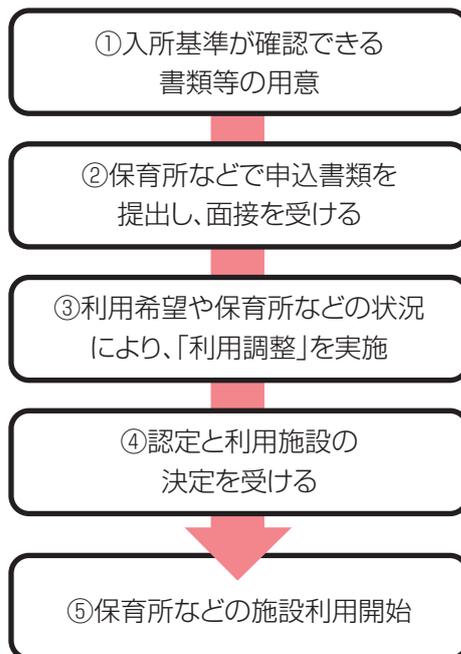
*認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、満3歳～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができる施設です。

施設を利用するための流れ(入園を希望する園等で必要な書類を受け取った後)

市立幼稚園・認定こども園(1号認定)



市内保育所・認定こども園(2号、3号認定)



私立幼稚園(新1号認定)*

*10ページをご確認ください



利用料について

原則として児童の父母の市町村民税額、子どもの年齢、保育の必要量などにより決定します。利用料の決定については、3月末ごろに郵送で通知します(途中入所児童は時期が異なります)。年少クラス以上の利用料は無償になります。詳しくは10～12ページをご確認ください。

市立津島幼稚園園児募集

令和2年度の入園児を募集します。なお、市立津島幼稚園は、令和2年度にこども園化を予定している新開保育園と令和4年度に統合する予定です。平成28年4月2日以後に生まれた幼児については、令和4年4月からは認定こども園、私立幼稚園、保育所などへ移っていただくことをご了承いただいた上で、受け入れをします。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

対象・定員 3歳児から5歳児
3歳児20人、4歳児21人、5歳児18人

保育時間 月～金曜日 午前9時～午後2時

入園資格 ・市内に居住する幼児
・本園の教育方針に協力できること

※前記に相違する場合は、入園後でも入園を取り消すことがあります。

入園説明会

9月12日(木) 午前10時45分～正午

入園願受付

10月1日(火)～2日(水)

両日とも午前9時～午後5時

・入園願は、必要事項を記入し押印の上、ご持参ください。

受付場所 市立津島幼稚園

経費(9月1日現在)

- ・バス利用料 月額1,500円(バス送迎者のみ)
- ・給食代 1食265円
- ・その他 教材費、雑費

その他 後日簡単な面接を行います。

施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
幼稚園	市立津島幼稚園※1	古川町	24-4181
	瑞泉寺つしま幼稚園	舟戸町	26-2465
	双葉幼稚園	西柳原町	26-7643
	百島幼稚園	百島町	25-4046
認定こども園	真こども園	神尾町	31-0628
	昭和幼稚園	葉苅町	28-4060
	唐臼保育園	唐臼町	32-2126
	神守こども園	神守町	24-0510
保育所	市立共存園保育所	東洋町	26-2468
	蛭間保育園	蛭間町	28-2713
	市立新開保育園※2	新開町	24-3645
	三和第一保育園※2	大縄町	28-7576
	三和第二保育園※2	城山町	25-2238
	藤浪保育園※2	寺前町	25-4648
	東愛宕保育園※2	東愛宕町	25-1017
	神島田保育園※2	中一色町	31-0672

※1 令和4年度に新開保育園と統合予定

※2 令和2年度に認定こども園に移行予定

令和2年度のクラス年齢参考

生年月日	クラス年齢
平成26年4月2日～平成27年4月1日	5歳
平成27年4月2日～平成28年4月1日	4歳
平成28年4月2日～平成29年4月1日	3歳
平成29年4月2日～平成30年4月1日	2歳
平成30年4月2日～平成31年4月1日	1歳
平成31年4月2日～令和2年4月1日	0歳

保育所等について

保育所等は、家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。市内には保育所、認定こども園があります。保護者が次のいずれかの事情等により保育ができない場合に入所できます。

◎保育所等入所基準

- ・日中、家庭外または家庭内(家事除く)で1日4時間以上かつ月15日以上仕事をしている
- ・求職活動をしている(3カ月間)
- ・母親の出産(産前・産後各8週間)
- ・病気・けが、または心身に障がいがある
- ・病気の家族(同居)を介護・看護している
- ・震災等の災害の復旧に当たっている

令和2年度途中入所希望の方へ

4月入所希望者と同時期に受付を行いますので、5月以降から保育所等を利用希望の方も申し込みをしてください。

保育所や幼稚園など 入所関係の相談はこちらへ

西地区子育て支援センター(上之町)

☎24-0005

東地区子育て支援センター(莪原町)

☎24-1201



新入園希望の方へのお知らせ

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が令和元年10月1日から**無償化**されます



問合せ 子育て支援課児童保育G ☎24-1120

子どもの支給認定区分など

認定区分	子どもの年齢	利用する施設
新1号認定	満3歳以上	私立幼稚園
新2号認定		私立幼稚園 認定こども園
新3号認定	3歳未満	認可外施設等

無償化に伴い、新たに私立幼稚園等を利用する場合も認定が必要となります。

保育所等について(1~3号認定)は、8ページの表をご確認ください。

詳しくは施設ごとにご確認を!

私立幼稚園

瑞泉寺つしま幼稚園
双葉幼稚園
百島幼稚園

A

11ページ

認可外保育施設 地域型保育

D

12ページ

市立幼稚園

市立津島幼稚園

認定こども園(保育の必要がない方)

真こども園・昭和幼稚園
唐臼保育園・神守こども園

B

11ページ

障がい児の発達支援施設 企業主導型保育事業

E

12ページ

保育所

共存園保育所・蛭間保育園
新開保育園※・三和第一保育園※
三和第二保育園※・藤浪保育園※
東愛宕保育園※・神島田保育園※
※令和2年度に認定こども園に移行予定

C

12ページ

認定こども園(保育の必要がある方)

市外の幼稚園・保育所等を希望の方は、各施設または市町村へお問い合わせください。



A

利用料は、月額上限25,700円が無償になります

《保育の必要がない方》
園経由で**新1号認定**を受ける
※満3歳から対象となります。

《保育が必要な方》
園経由で**新2号認定**を受ける
※9ページの◎**保育所等入所基準**を満たすことが必要
※満3歳は対象となりません。

預かり保育が月額上限11,300円までの実費負担分が無償になります(※園経由で市に還付請求予定)。

給食費(主食代・副食費)は保護者負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもと小学3年生までの範囲で数えて第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます(※園経由で市に還付請求予定)。

B

利用料は無償になります

《保育の必要がない方》
園経由で**1号認定**を受ける
※満3歳から対象となります。

《保育が必要な方》
園経由で**新2号認定**を受ける
※9ページの◎**保育所等入所基準**を満たすことが必要
※満3歳は対象となりません。

預かり保育が月額上限11,300円までの実費負担分が無償になります。

預かり保育を実施していない施設は、預かり保育として認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターが無償化の対象となります。

給食費(主食代・副食費)等は保護者負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもと小学3年生までの範囲で数えて第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。



C 3歳から5歳までの子どもは無償、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは無償になります

2号または3号認定を受ける
※9ページの◎保育所等入所基準を満たすことが必要

※延長保育は無償化の対象外です

給食費(主食代・副食費)等は保護者負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の全ての子どもと、同一世帯で3人以上が同時に保育所等に入所している場合の第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。



D 3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは
月額42,000円まで利用料が無償になります

新2号または新3号認定を受ける
※9ページの◎保育所等入所基準を満たすことが必要

保育所等が入所不承諾の場合、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターが無償化の対象となります。

領収書により市に請求し、利用料の還付を受けることになります。

※給食代は無償化の対象外です

※地域型保育ご利用の方は各利用施設にご確認ください。



E 利用料は無償になります ※詳しくは各事業所にご確認ください



通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
その他、詳しくは子育て支援課児童保育G(☎24-1120)までご連絡ください。